

平成24年度 第2回 東海村村長記者会見資料

平成24年10月5日(金) 10:30-11:30

案件一覧

No.	担当課	案件名	ページ
1	まちづくり 国際化推進 課	東海村と原子力の将来像 「原子力センター構想（仮称）」について	-
2	政策推進課	「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり 推進プラン」の進捗状況について	1
3	自治推進課	10/1（月） 東海村自治基本条例の施行について	2-6
4	政策推進課	10/11(木) 砺波市と東海村との災害時相互応援協定締結 式について	7
5	環境政策課	11/1(木) -2（金） 第9回地球環境を考える自治体サミット の開催について	8-9
6	生涯学習課	10/20(土) 三重県菰野町と東海村との「民話の交流会」 の開催について	10-11
7	自治推進課	10/27(土) 平成24年度東海村まちづくりフォーラム 「協働について考える」開催について	12-13
8	自治推進課	11/14(水) 消費生活学習会「野菜果物をもっと美味しく 健康的に」開催について	14-15
9	総務課	平成24年第3回東海村議会定例会(9月) 議案一 覧について	16-19

「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」の進捗状況

H24.9 末現在

「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」に基づく事業の推進状況

1) 「推進プラン」の事業化について

- プランでは、「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」の3つの柱のもと、30本の基本方針、72本の推進すべき主な事業を体系化している
- 72本の推進すべき主な事業のうち、これまでに事業を具体化（着手）しているものが62本（86.1%）

2) 事業費について

- 平成24年度の「推進プラン」に基づく事業の総事業費は約29億円
- 3つの柱については、特に「災害に強いまちづくり」に事業費を計上

		平成24年度
プラン位置づけ総事業費		約28億7千万円 (2,865,915千円)
内訳 ※重複があるため合計は総事業費と一致しない	第1 復興支援の強化	約3億8千万円 (375,245千円)
	第2 災害に強いまちづくり	約27億8千万円 (2,778,915千円)
	(1) 村民支援の強化	157,613千円
	(2) 災害時要援護者支援の強化	1,775千円
	(3) 防災インフラの強化	2,619,527千円
	第3 生活スタイルの転換	約6千万円 (57,345千円)
内訳	新規・重点事業	約1億9千万円 (190,062千円)
内訳	ハード事業 (*1)	約26億6千万円 (2,655,812千円)
	内 防災施設の整備・強化(*2)	約8千万円 (77,433千円)
	ソフト事業 (*3)	約2億5千万円 (210,103千円)

*1：ハード事業（防災施設整備、教育・公共施設の建設・耐震化、下水道・浄水場整備、道路維持管理等）

*2：防災施設の整備・強化（備蓄庫の建設、発電機や投光機の配備、簡易水槽の設置、井戸の掘削、井戸マップの作成等）

*3：ソフト事業（防災計画策定、自主防災組織支援、住宅・生活関連補助金等）

主な新規・重点事業等

復興支援の強化

- 村民に対する復興支援 …… 東日本大震災一部損壊住宅修繕助成事業/災害対策事業(公園の除染) / 甲状腺超音波検診事業

災害に強いまちづくり

- 【村民支援の強化】 ■「共助」による事前の備えへの支援 …… 自主防災組織育成補助事業
- 【防災インフラの強化】 ■「基幹避難所」の設備の強化…… 基幹避難所整備事業

生活スタイルの転換

- 環境共生型の住まいづくりの推進 …… 再生可能エネルギー導入促進事業

「東海村自治基本条例」の施行について

「村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する」地方自治の精神に則り、誰もが協働し参画できる村民による自治を実現するための規範を定めた「東海村自治基本条例」を10月1日に施行しました。

(1) 施行の目的

本村の自治の基本的な原則並びにまちづくりに関する村民、村議会及び村の執行機関の役割を明らかにするとともに、地域自治及び村政運営についての基本的な事項等を定めることにより、村民が主体のまちづくりを協働して推進する。

(2) 施行による効果

自治の基本原則、村政運営の基本的事項、地域自治の推進等を規定することにより、自治の仕組みが構築され、本村のまちづくりの方向性が明確になり、村民主体のまちづくりの推進が期待できる。

(3) 「東海村自治基本条例」の特色

- 「地域自治」の確立に向け、一層の推進に取り組むことを明記している。
- 住民は積極的に自治会に加入し可能な分野で持てる能力を発揮することができる。また、村は自治会活動に対し必要な支援を行うことを明記している。
- 原子力事故による災害及び自然災害に備えた危機管理について明記している。

(4) 条例の内容

別添資料のとおり

(5) 今後のスケジュール

- ・ 職員対象の研修会の開催（10月中旬に実施予定）
- ・ 村民を対象とした説明会の実施
- ・ 各戸配布用リーフレットの作成
- ・ 自治基本条例の施行を踏まえ「協働の指針」を策定中

【問合せ】

東海村総務部自治推進課
自治推進担当（内線1272）
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
TEL 029-282-1711(代) FAX 029-282-2145
E-mail jitisuisin@vill.tokai.ibaraki.jp

～保存版～

東海村の自治の基本ルールを定める

東海村自治基本条例

“村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する”という地方自治の精神に基づき、誰もが協働し、参画できる、村民による自治を実現するための規範を定めた「東海村自治基本条例」が6月議会で可決、制定されました。

この条例は、今後のまちづくりに役立てていこうとするものです。皆さんがいろいろな活動を行なう上で関わりの深いものとなりますので、ぜひご活用ください。

※平成24年8月10日発行の広報とうかい(9ページから12ページまで)を再編集したものです。

●問い合わせ 自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1272)

東海村自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 村民の権利と役割(第6条—第8条)

第3章 地域自治(第9条—第11条)

第4章 村議会の責務(第12条—第15条)

第5章 村の執行機関の責務(第16条—第21条)

第6章 村政運営(第22条—第28条)

第7章 住民投票(第29条、第30条)

第8章 自治基本条例推進委員会(第31条)

第9章 条例の見直し(第32条)

附則

前文

私たちのまち東海村は、昭和30年(1955年)に村松村と石神村が合併して誕生しました。悠々とした久慈川の流れ、白い砂青い松林、その眼前には太平洋が果てしなく広がる自然に恵まれた美しいまちです。また、日本の原子力発祥の地として科学技術と伝統的文化が融合する活気あるまちでもあります。

私たちは、「分権型社会、少子高齢化、高度情報化時代」の到来により、社会構造が大きく転換しようとしている今、確固たるまちづくりを未来へ引き継ぎなければなりません。

そのためには、「村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する」地方自治の精神に則り、誰もが協働し参画できる村民による自治を実現しなければなりません。

私たちは、この地方自治の精神を基本理念として、誇りを持って安全・安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の規範を定める「東海村自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村の自治の基本的な原則並びにまちづくりに関する村民、村議会及び村の執行機関の役割を明らかにするとともに、地域自治及び村政運営についての基本的な事項等を定めることにより、村民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本村自治の基本原則及びまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範であり、村民及び村は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 村は、この条例の内容に即して、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たり、整合性を図るものとします。

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 村内に住んでいる人をいいます。
- (2) 事業者等 村内で働き、又は学ぶ人及び村内で事業を営む、又は活動する個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (3) 村民 住民及び事業者等をいいます。
- (4) 村民組織 村民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し、多様な活動を行う組織をいいます。
- (5) 村 村議会及び村の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。
- (6) 村の執行機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (7) まちづくり まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動をいいます。
- (8) 自治 村民が村政に参画し、その意思と責任に基づき村政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
- (9) 協働 まちづくりのために、村民と村とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。
- (10) 自治会 一定の地域的区画内における生活環境の課題解決又は共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる村民組織をいいます。
- (11) 地域自治 前号に掲げる自治会の区域内において、自治会が自主的及び自立的に活動し、地域のまちづくりを推進することをいいます。

(まちづくりの基本的な考え方)

- 第4条 村民及び村は、次に掲げるまちづくりを推進するものとします。
- (1) 安全・安心して暮らせるまちづくり
 - (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくり
 - (3) 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり
 - (4) 美しく住み良いまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり

(自治の基本原則)

- 第5条 村民及び村は、村民の幸せのため、次に掲げる基本原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。
- (1) 村民主体の原則 まちづくりの主体は、村民であること。
 - (2) 情報共有の原則 村政に関する情報を共有すること。
 - (3) 参画と協働の原則 村民が積極的に村政に参画し、村民同士又は村と協働して、より責任のある役割を担うこと。
 - (4) 補完性の原則 自助・共助・公助の考え方に基づき、村民と村が、それぞれの役割分担のもとに協働すること。

第2章 村民の権利と役割

(村民の権利)

- 第6条 村民は、平和で良好な環境の下で、自由及び幸福の追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、次に掲げる権利を有します。
- (1) まちづくりの主体として、まちづくりに参画すること。
 - (2) 村政に関する計画や政策の着想段階から参画すること。
 - (3) 村政についての情報を知る権利を有し、村に対し、村が保有する情報の公開を求めること。

第3章 地域自治

(村民組織の尊重)

- 第9条 村民は、村民組織がまちづくりを推進する主要な担い手であることを認識し、村民組織を尊重し、守り育てるものとします。
- 2 村は、村民組織の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行います。
- (地域自治の推進)
- 第10条 村は、地域の特性と自主性が生かされる権利を有します。

た、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを実現するため、自治の基本原則に基づき、地域自治の確立に向け、一層の推進に取り組みます。
(自治会活動の推進)

第11条 住民は、地域社会の一員として、自治会の役割について理解するとともに、積極的に自治会に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮することができるものとします。

2 自治会は、住民への加入促進に向け、村と協働して必要な環境づくりに努めます。

3 村は、自治会の主体性及び自主性を尊重し、自治会活動に対して、必要な支援を行います。

第4章 村議会の責務

(村議会の責務)

第12条 村議会は、村民の代表機関として、村の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、村民の意思が的確に反映されるよう努めます。

2 村議会は、村の執行機関の活動を監視し、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 村議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

(開かれた議会運営)

第13条 村議会は、村議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を積極的に公開し、並びに議会活動について村民に説明す

ることにより、村民との情報の共有に努めます。

(村議会議員の責務)

第14条 村議会議員は、村議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営に努めます。

(村議会議員の責務)

第15条 村議会議員は、村民の意向把握や情報収集に努め、村民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 村議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、村民の信託にこたえます。

3 村議会議員は、村議会の責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。

第5章 村の執行機関の責務

(村長の責務)

第16条 村長は、村の代表者として村民の信託にこたえ、公正かつ誠実に村政を運営します。

2 村長は、この条例の理念に基づき、村の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。

(村の執行機関の責務)

第17条 村の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理し、執行します。

2 村の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上

げるよう運営します。

3 村の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図ります。

(説明責任)

第18条 村の執行機関は、村政に関する施策について、その立案、実施及び評価の各段階において、村民に分かりやすく説明します。

2 村の執行機関は、村民からの村政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実にこたえます。

(行政評価)

第19条 村の執行機関は、効率的かつ効果的に村政運営を推進するため、常に村政運営の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度を検証し、事業の効果的な選択及び質の向上並びに財源や人員の効率的活用を図ります。

2 村の執行機関は、施策や事務事業の評価結果を公表し、村民から理解が得られる村政運営を推進します。

(財政経営の基本)

第20条 村の執行機関は、中長期的な視点に立って、計画的な財政経営を図るとともに、効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全化の確保に努めます。

2 村の執行機関は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する情報を、村民に分かりやすく公表します。

(村の執行機関の職員の責務)

第21条 村の執行機関の職員は、村民のために、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 村の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

第6章 村政運営

(協働して行う村政運営)

第22条 村は、村政に関する計画や政策の着想段階から村民の参画を促進し、村民と協働して村政運営を行います。

2 村は、村民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係を構築します。

(危機管理)

第23条 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、地域防災計画等を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集と村民への提供及び防災訓練を行います。

2 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、村民及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図ります。

3 村民は、原子力事故による災害及び自然災害等の発生時において、自らを守る努力をするとともに、相互に協力して自らの果たす役割を認識し、対応するものとします。

(村民意見の公募)

第24条 村は、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、村民の意見を求めます。

2 村は、村民から提出された意見を尊重し、必要に応じて案の改定を行い、その結果を公

表します。

(委員会等の委員の委嘱等)

第25条 村は、委員会等の委員として委嘱等を行うときは、原則として公募の委員を加え、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮し、村民の多様な意見を反映します。

(情報の公開)

第26条 村は、公正で開かれた村政の実現を図るため、村政についての情報を適切かつ速やかに公開します。

(個人情報保護)

第27条 村は、村民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

(総合計画等)

第28条 村は、この条例の理念に基づき、総合計画を定め、計画的な村政運営を行います。

2 村は、総合計画その他村の施策の基本となる計画策定に当たっては、村民参画の機会を保障します。

第7章 住民投票

(住民投票)

第29条 村長は、村政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、村議会の議決を経て住民投票を実施することができるものとします。

2 村は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、その都度投票できる人、投票結果の取り扱いなどを規定した条

例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第30条 住民のうち選挙権がある人は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条の規定により、住民投票を規定した条例の制定を村長に請求することができます。

2 村議会議員は、法第112条の規定により、住民投票を規定した条例を発議することができます。

第8章 自治基本条例推進委員会の設置

(自治基本条例推進委員会の設置)

第31条 村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定めます。

第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第32条 村は、この条例が常に社会の変化に対応したものであるか検証し、必要に応じ、この条例を改正します。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。

平成24年10月1日施行

砺波市と東海村との災害時相互応援協定締結式について

1 日 時 平成24年10月11日(木) 午後4時から

2 場 所 東海村役場(3階庁議室)

3 出席予定者 砺波市長 うえだ のぶまさ
上田 信雅

東海村長 むらかみ たつや
村上 達也

※その他来賓として東海村議会副議長(予定),東海村自治会連合会会長(予定)

4 締結に至った経緯

東日本大震災における災害復旧支援として、平成23年12月1日～平成24年3月31日までの4ヶ月間、富山県砺波市から職員派遣の支援を受けており、この災害派遣に対する感謝を述べるため砺波市を平成24年3月15日に村長が表敬訪問した際、当該協定について提案し、今回の締結に至った。

5 応援協定の概要

自然災害等が発生した際に、飲料水及び食料、生活必需物資の供給、職員・ボランティアの派遣、高齢者や障がい者など要援護者を中心とした避難者の受入れなどを行い、災害時における応急対策、復旧対策を円滑に行うことを目的としている。

(応援内容)

- (1) 被災者の救出、救助及び救援活動、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 避難が必要な被災者の受入れ
- (4) 被災者の救出、救助及び救援活動並びに施設の応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 庁舎の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

6 砺波市からの東日本大震災における災害復旧支援の概要

- (1) 支援内容 村内農地(真崎浦,東海環,細浦,大山下地区等)における排水路、パイプライン,揚水機場その他の農業施設の設計支援

(2) 支援職員 たなか ひろあき
田中 博晃 氏(H23.12.1~H24.1.31)

いまい こうじ
今井 浩二 氏(H24.2.1~H24.3.31)

7 これまでの応援協定実績

三重県菟野町(H24.1.25),長崎県川棚町(H24.3.2)

「地球環境を考える自治体サミット」概要

■設 立： 平成16年11月30日（大阪府枚方市で設立総会を開催）

■会員数： 29名自治体（平成24年9月18日現在）

■目 的： 自治体における主要な課題である環境問題に、積極的に取り組む自治体の首長自らが集い、相互に意見を交わし、情報交換を行うとともに、交流を通して連携し、地域からの地球環境保全活動を推進・発信する場とすることを目的とします。

■構 成： 共同代表 奈良県斑鳩町長
 共同副代表 徳島県上勝町長
 幹 事 熊本県天草市長・奈良県生駒市長・鹿児島県志布志市長
 山形県庄内町長・鳥取県北栄町長・京都府八幡市長
 茨城県東海村長

■活 動

年 度	開催自治体	内 容
平成16年度	大阪府枚方市	設立総会, 研修会 テーマ「ごみ問題の解決をめざして」
平成17年度	山形県庄内町	大会 テーマ「自治体のエネルギー政策」
	大阪府枚方市	研修会 テーマ「環境教育の推進」
平成18年度	滋賀県高島市	研修会 テーマ「持続可能な社会」
平成19年度	岡山県総社市	大会 テーマ「自然環境の保全について」
平成20年度	鹿児島県志布志市	大会 テーマ「デポジット制度の導入に向けて」
平成21年度	徳島県上勝町	大会 テーマ「究極のごみゼロ社会をめざして」
平成22年度	奈良県斑鳩町	大会 テーマ「地球温暖化防止に向けて各自治体の果たすべき役割」
平成23年度	鳥取県北栄町	大会 テーマ「地球温暖化防止に向けての具体的な取組み」
平成24年度	茨城県東海村	大会 テーマ「地域協働による環境政策」

■第9回地球環境を考える自治体サミットプログラム

【第1日目】11月1日（木）

13:30	開会式
14:00	講演会 茨城大学教授 小林 久氏
15:10	話題提供（事例発表） 生駒市・多治見市・東海村
16:30	総会
17:00	村内公共施設見学
18:00	交流会

【第2日目】11月2日（金）

9:00	J-PARC見学
10:30	サミット 大会宣言採択
12:00	ランチミーティング

第9回地球環境を考える自治体サミット

今だからこそ！
『地域協働による環境政策』を
考えてみよう！

○日時／2012年 〇 月 〇 日 木
13:30～16:30

○会場／東海村総合福祉センター「絆」
多目的ホール

○内容／講演会

『国炭素社会づくりに向けた地域協働』

茨城大学 農学部

教授 小林 久 氏



定員150名

話題提供(事例発表)

奈良県生駒市・岐阜県多治見市・東海村

地球環境を考える自治体サミットは、11月1日・2日にかけて開催されます。
一般の方には、1日のみご参加いただけます。
裏面申込用紙にてお申し込みいただいた方は、優先的にご入場いただけます。

主催：地球環境を考える自治体サミット／東海村

お問合せ・お申込み／東海村役場 経済環境部 環境政策課

TEL 029-282-1711 FAX 029-287-0479 E-Mail kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp

平成24年10月5日（金）東海村長定例記者会見資料

各種事業計画

民間交流事業

三重県菰野町と東海村との「民話の交流会」の開催

平成24年1月25日に、三重県三重郡菰野町と「災害時相互応援協定」を締結したが、災害時だけではなく通常時から住民同士の交流を推進しようと町村で合意したことから、第1段として民話を通じた民間交流事業を計画した。

「民話の交流会」

1. 日時 平成24年10月20日（土）午後2時から午後4時
2. 場所 東海村立図書館・交流ラウンジ
3. 内容 民話の語り・紙芝居
4. 出演者 菰野町：真菰の会
こもの菊
松寿会民話部
東海村：東海村民話再生の会
民話だっぺの会
常陸みんなの会
たんぼぼの会

参考

東海村の東日本大震災復興事業対策として、菰野町から職員の派遣を受けた。

1. 派遣期間 平成23年8月1日～平成24年3月30日
2. 派遣人数 土木技師を毎月2名 延べ9名
3. 勤務先 建設水道部下水道課工務担当

担当課：教育委員会生涯学習課

電話029-282-1711（内1421）

民話の 交流会

こものちょう 三重県菟野町から 語り部が来ます

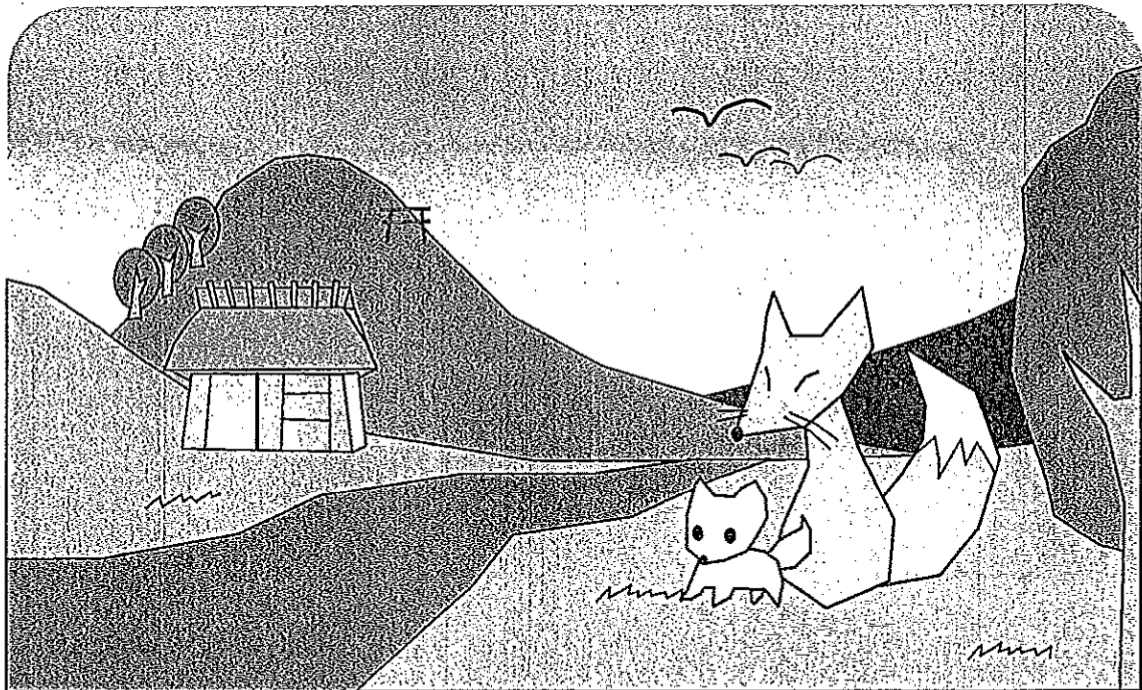
「災害時相互応援協定」を締結している三重県菟野町との民話を通じた交流会を開催します。秋のひと時に、菟野町と東海村の民話に耳を傾けてみませんか。

☆日 時 平成24年10月20日(土)

午後2時～午後4時

☆場 所 村立図書館・交流ラウンジ

☆入場料 無 料



出演者

菟野町

- ①真菰の会
- ②こもの菊
- ③松寿会民話部

東海村

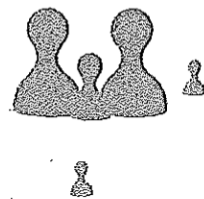
- ①東海村民話再生の会
- ②民話 だっぺの会
- ③常陸みんなの会
- ④たんぽぽの会

◇問合せ先◇ 東海村教育委員会生涯学習課 電話 287-0851

平成24年度

東海村まちづくりフォーラム

協働について考える!



10/27 土

協働とは何か、なぜ協働が必要なのか、村民と行政との協働について、一緒に考えてみませんか。

どなたでも参加いただけますので、お誘い合わせの上、ぜひご来場ください!

13:30~15:45

場所：東海村研究交流プラザ
※裏面をご覧ください

■プログラム

【第1部】 13:30~14:00

開会行事（東海村表彰受賞者紹介 ほか）

【第2部】 14:00~15:45

自治会連合会事業報告

自治会事例発表 押延区自治会

自治会の概要、ゴミ集積所の運営、三世代交流事業等について発表します。

講演 演題「協働から総働へ」

講師 I I HOE〔人と組織と地球のための国際研究所〕

代表者 川北 秀人氏

協働の必要性、行政や村民、自治会がやるべきことについて御講演いただきます。



川北 秀人（かわきた ひでと）

I I HOE〔人と組織と地球のための国際研究所〕代表者

1964年大阪生まれ。87年に㈱リクルートに入社し、広報や国際採用などを担当して91年退社。その後、国際青年交流NGOの日本代表や国会議員の政策担当秘書などを務め、94年にI I HOE設立。

NPO・市民団体のマネジメントや、企業の社会責任（CSR）への取り組みを支援するとともに、NPO・市民団体と行政との協働の基盤づくりを進めている。

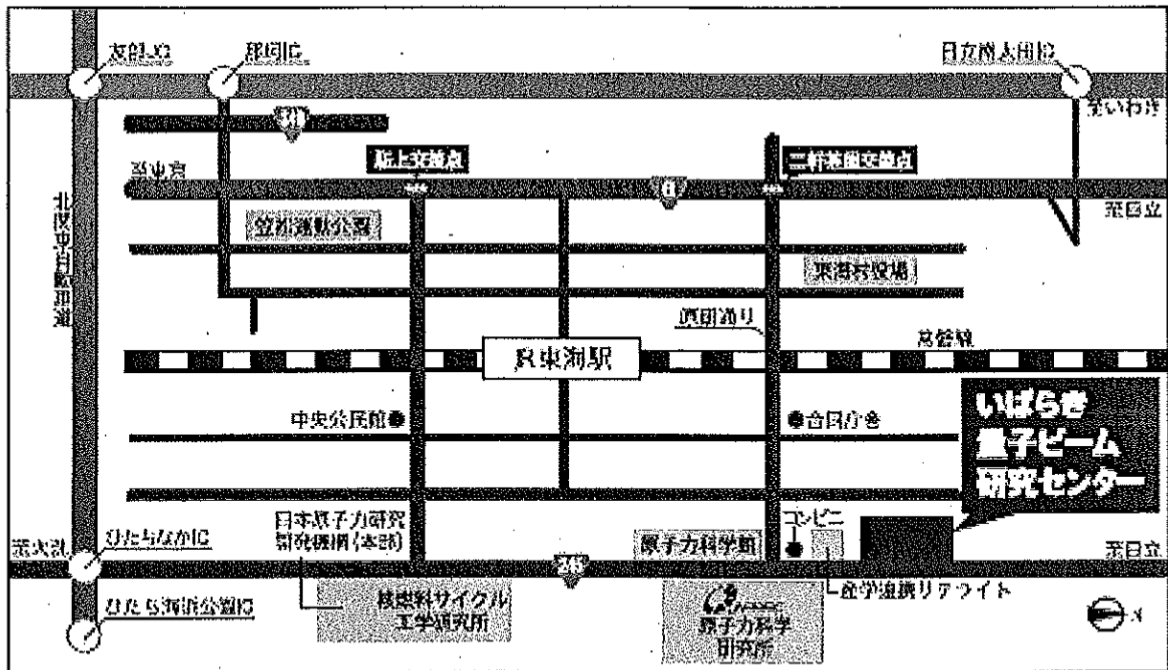
入場
無料

■お問い合わせ 東海村総合政策部自治推進課 029-282-1711（内線 1272）

主催／一般社団法人東海村自治会連合会・東海村

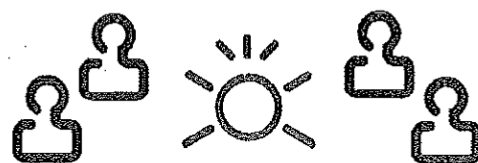
申込
不要

■ 会場までのアクセス



■ 場所

東海村研究交流プラザ
 (いばらき量子ビーム研究センター 2階)
 東海村白方162-1



《村長記者会見資料》ちらし添付

東海村消費生活センター 消費生活学習会の実施

演台 : 「野菜・果物をもっと美味しく・健康に！」

～素材の活かし方を野菜ソムリエに習っちゃおう！～

消費生活センターでは、賢い消費者作りに役立つ学習会を行っています。今回は、私達の生命維持に欠かせない食に視点を置きました。

せっかく購入した食材、活かすも殺すも消費者の腕次第、素材の持つ力を充分引き出せるということは、対価以上に得をすることに繋がります。賢い消費者といえるでしょう。そこで、今回は野菜や果物、素材が持つ力を存分に活かす方法を野菜ソムリエから学びます。試飲や試食もあります。

日 時 平成24年11月14日(水)

受付開始：午後1時00分から

講演開始：午後1時30分から(約2時間)

場 所 東海村中央公民館1階 大会議室

講 師 日本野菜ソムリエ協会公認団体

ベジフルコミュニティいばらき代表

野菜ソムリエ 田野島 万由子 先生

その他 *申込が必要です。

申込開始 平成24年10月15日(月)

*保育サポートがご利用になれます。

希望者は「保育サポート希望」と申込時にお申出下さい。

保育サポートの申込期限は11月2日(金)までです。

申込・問合せ：東海村消費生活センター 287-0858(直)

消費生活学習会

野菜・果物を

もともと美味しく・健康に!

素材の活かし方を野菜ソムリエに習っちゃおう!



日本野菜ソムリエ協会公認団体
ベジフルコミュニティいばらき 代表
野菜ソムリエ

講師

田野島 万由子 先生



試食あり!



平成24年11月14日(水)

入場 無料

- 会場: 東海村中央公民館1階 大会議室
- 受付開始: 午後1時00分 / 開演: 午後1時30分~
- 要申込み

【お問合せ・お申込み】東海村消費生活センター TEL: 029-287-0858

● 保育サポートがご利用になれます。ご希望の方は11月2日(金)午後5時までにお申し込み下さい。

平成24年第3回 東海村議会定例会 提出議案等一覧表

会期：平成24年9月3日（月）～9月24日（月）

番号	提出議案名	提出課名	備考
報告第12号	寄附の受入れについて	財務課	
報告第13号	平成23年度東海村一般会計継続費精算報告書	財務課	
報告第14号	平成23年度健全化判断比率の報告について	財務課	
報告第15号	平成23年度資金不足比率の報告について	財務課	
報告第16号	平成23年度財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告について	生涯学習課	
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東海村一般会計補正予算（第4号））	財務課	
議案第48号	東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課	
議案第49号	東海村特別会計設置条例の一部を改正する条例	人事課	
議案第50号	東海村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例	税務課	
議案第51号	東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	介護福祉課	

議案第52号	平成24年度東海村一般会計補正予算(第5号)	財務課
議案第53号	平成24年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第54号	平成24年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第55号	平成24年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第56号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第57号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第58号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第59号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第60号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	財務課
議案第61号	平成24年度那珂地方公平委員会特別会計予算	財務課
議案第62号	那珂地方公平委員会規約の一部変更に関する関係地方公共団体の協議について	人事課
議案第63号	水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について	介護福祉課

議案第64号	水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について	介護福祉課
議案第65号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係地方公共団体の協議について	保健年金課
認定第1号	平成23年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第2号	平成23年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第3号	平成23年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第4号	平成23年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第5号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第6号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第7号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第8号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課
認定第9号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課

認定第10号	平成23年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について	財務課	
認定第11号	平成23年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について	財務課	
議案第66号	工事請負契約締結事項中の変更について (第23-32-152-K-001号 23国災第53607-1号 下水道災害復旧工事)	下水道課	追加議案
議案第67号	工事請負契約締結事項中の変更について (第23-32-154-K-002号 23国災第53603-2号 下水道災害復旧工事)	下水道課	追加議案
同意第3号	東海村教育委員会委員の任命について	学校教育課	追加議案
同意第4号	東海村教育委員会委員の任命について	学校教育課	追加議案